

届け出に関する規定

1. 遅刻・早退・欠席・忌引

- (1) 事前にわかっている場合には、「学校と家庭の連絡欄」に事由を記入して保護者押印の上、学級担任に提出して印を受ける。
- (2) 事前にわかっていない場合の欠席・忌引については、当日、保護者が直接、電話やメール等で学級担任に連絡する。直接連絡できない場合は「学校と家庭の連絡欄」を利用する。

(注)

忌引日数は次の通り

- ① 父母死亡の場合は7日以内
- ② 兄弟姉妹及び祖父母死亡の場合は、
3日以内
- ③ 伯叔父母死亡の場合は1日

2. 事 故

本校生徒で、校内・校外にかかわらず事故があった時は、本人・保護者またはその事故を知った者は、直ちに学校に報告をする。

3. 鉄道運賃割引証

旅行のため鉄道運賃割引証を要する場合は、所定の用紙を学級担任より受け取り、必要事項を記入して提出し、その交付を受ける。

4. その他の届け出

病気・けが・その他の理由により、定められていない服装で通学しなければならない場合は、保護者が直接、電話やメール等で学級担任に連絡する。

5. 校外行事参加

校外の諸行事に参加する場合は、学級担任の先生に申し出る。

6. 学校行事不参加

校外学習・修学旅行・野外教育など学校行事に参加しない場合は、事由を学級担任に申し出る。

7. 生徒証明証再交付

生徒証明証を紛失・破損した場合には、学級担任、係の先生に申し出て再交付を受ける。